

一般社団法人 東京都個人タクシー協会長 殿

関東運輸局長



### 新運賃の実施に伴う措置等について

東京都特別区・武三地区を適用区域とするタクシー運賃・料金の改定については、令和4年10月11日付けで「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について」により公示し、令和4年11月14日から実施することとなった。

この実施にあたっては、下記について実効ある諸措置を講ずるとともに、事業の経営体質の一層の改善等に努め、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保しつつ、新運賃水準をできるだけ長く維持するよう努められたい。また、運賃改定の趣旨等について、利用者に対し周知徹底し、その理解を得られるよう努められたい。

なお、公益財団法人 東京タクシーセンターに対して、別紙のとおり指示したので了知されたい。

### 記

1. 利用者の利便性、快適性及び安全性を向上させる取組みについて、一層の推進を図るとともに、経営の効率化に努める。

ユニバーサルデザイン車両の導入、配車アプリやキャッシュレス決済機器の普及、ドライブレコーダーや先進安全自動車の導入、事前確定運賃・一括定額運賃・相乗りタクシー等の新サービスの導入、その他の子育てや介護等に資するサービスの推進等の取組について、地方公共団体等とも連携し、一層の推進を図りつつ、経営の効率化や需要の喚起に努めること。

また、デジタル化に伴うサービスは積極的に進められるべきであるが、デジタルに不慣れな利用者を取り残されないように、十分に配慮しながら取り組みを進めること。

2. 輸送の安全性向上を図る。

公共輸送機関としてのタクシーの最大の使命である安全安心な輸送サービス

の提供のため、引き続き、事故防止に万全を期すること。

3. 社会環境の変化に応じた取組の推進に努める。

脱炭素化や人口減少等の社会環境の影響を見据え、環境に配慮した車両の導入等、社会環境の変化に応じた取組の推進に努めること。

4. 利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。また、上記1. から3. までの事項にかかる取組みに関して情報公開を行うこと。

サービス内容や運賃の明細等、サービス業に当然求められる基本的な情報公開や情報発信については、利用者利便の確保の観点から各事業者や事業者団体等による広報を行うなど、タクシー事業の情報提供ガイドラインに基づき、積極的な情報公開や情報発信に努めること。

5. その他

事業者においては、下記の取組みを始め、不断のサービス改善や利用者利便の向上に努めること。

- ① 目の不自由な旅客のための点字シールを常時点検し、車内表示の徹底を図ること。
- ② 障害者割引制度について、平成19年9月19日付け関自旅二第846号の「タクシーの障害者割引適用時の取扱いについて」を基に運転者に対する周知徹底を図るとともに、利用者とのトラブル防止に努めること。